

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 坂本寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p style="text-align: center;">大里郡寄居町大字鉢形字木持二五二番一地从先から 同町大字鉢形字木持二四七〇番二地先まで</p>		<p style="text-align: center;">区 間</p>
<p style="text-align: center;">九・八一〇一一・五一</p>	<p style="text-align: center;">七・五二〇一〇・二七</p>	<p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">二〇七・九〇</p>		<p style="text-align: center;">延長 (メートル)</p>
		<p style="text-align: center;">備 考</p>